

ドイツ特許商標庁（DPMA）関連の動向
（2020年の年次統計、並びに、業務範囲拡大及び特許費用改定に関する法律案（草案））

2021年3月15日
JETRO デュッセルドルフ事務所

1. ドイツ特許商標庁（DPMA）、2020年の年次統計を公表

DPMA は、2021年3月5日、2020年の年次統計をプレスリリースにて公表し、特に、2020年の商標出願件数がパンデミックにもかかわらず歴史的な高水準（過去20年間で最高）を記録するとともに、自動車業界における内燃機関からバッテリー・燃料電池などの代替駆動技術へのシフトや多くの分野におけるデジタル化などの急進的な技術の変化がかつてないほど明らかになっている、等としている。

DPMA のプレスリリース及び年次統計等には、例えば、以下の内容が含まれている。

商標、特許、実用新案及び意匠の出願

＜商標＞

商標出願件数は、89,438件（前年比13.5%増）となり、過去20年間で最高となった。医療用機械、医薬品及び消毒の分野におけるパンデミック対策関連の製品に関する商品及びサービスの類において著しく増加し、広告及び事業の管理、被服並びに電子機器の分野における商標への関心も高かった。

＜特許＞

特許出願件数は、62,105件となり、2019年に比べ5,327件減少した（前年比7.9%減）。2020年の減少は、日本や米国などの他の大規模特許庁の傾向と一致している。

コロナウイルスのパンデミックは特許の出願行動にも影響し、2020年1月～3月における2019年並みの出願傾向の後、2020年3月末のロックダウン開始以降の出願件数は減少して、前年同月の値を常に下回ったままである。

e-モビリティへの技術シフトは、自動車業界のイノベーション活動に影響している可能性もある。バッテリー・燃料電池に関連する発明は増加（15.4%増）したが、内燃機関に関連する発明は前年に比べ減少した。また、「運輸」（16.6%減）、「機械部品」（18.0%減）、「エンジン、ポンプ、タービン」（22.0%減）の各技術分野においては、2019年に比べ出願件数が大幅に減少した。「運輸」は、減少したにもかかわらず、引き続き出願件数の最も多い技術分野であり、2020年には10,758件を占めた。

その他の分野では、パンデミックがイノベーションを刺激した。「医療技術」の分野においては、前年を大幅に上回る（10.1%増）2,383 件の出願がなされ、この分野に含まれる感染対策のための方法及び装置に関する技術分類においては、175.8%増加した。フェイスマスク及び防護服に関する分類においては、出願件数は 5 倍に増加した（417.6%増）。

ソフトウェアベースの発明を主に対象にする「コンピュータ技術」の分野においては、前年を大幅に上回る（17.6%増）3,080 件の出願がなされた。特に、人工知能を使用した発明や機械学習を伴う発明は、この分野においてますます重要な役割を果たしている。この分野の企業である米国の半導体企業グループのインテルは、上位 10 出願人に入った（9位）。

自動車業界における（特に大手サプライヤーの間での）出願件数の減少にもかかわらず、上位 10 出願人（そのうち、日本企業は 1 者（三菱電機（10 位））が含まれている）のうち 9 者が自動車メーカー又はサプライヤーとなった。

DPMA の Cornelia Rudloff-Schäffer 長官は、「現在の急進的な技術の変化は、過去 1 年であつてないほど明らかになっている。パンデミックは、次世代技術の開発への投資を増加させるとともに将来の方向性を明らかにした。自動車業界では、従来の内燃機関からバッテリー・燃料電池などの代替駆動技術への戦略的シフトが、イノベーション活動を形成している。さらに、パンデミックは、デジタル化に関する多くの分野において技術開発の推進力となっている。」等としている。

<意匠>

意匠の出願件数は 6,113 件（前年比 2.7%増）、出願意匠数は 39,450 件（前年比 8.5%減）となった。

<実用新案>

実用新案出願件数は、徐々に増加し、12,323 件（前年比 5.6%増）となった。開発に対する保護を迅速に得るために実用新案（無審査の知的財産権）を利用するという選択肢は、特にパンデミックの状況においては、明らかに多くの出願人のニーズを満たした。中国からの実用新案出願が約 50%以上増加したことが目立つ。

特許及び商標の審査手続等の実績

2020 年 3 月末以来のロックダウンにもかかわらず、高度にデジタル化された手続や多くの職員が長年実践している在宅勤務等により、知財分野のほとんどにおいて 2019 年よりも多くの手続を完了した。

<特許>

特許審査におけるファーストアクションの件数は 42,000 件超（前年比約 24%増）となり、また、特許及び実用新案の調査報告書の出願人への送付件数は 18,435 件（前年比 8.9%増）

となった。

特許の最終処分件数は 41,723 件（前年比 3.8%増）となった。当該 3.8%増は、合計 15,964 件（前年比 19.8%増）の取下げ等の件数に起因する。コロナウイルスのパンデミックが財務状況に与える影響を見積もることは困難であるため、多くの出願人が特許ポートフォリオを見直し、再評価した。特許付与件数は 17,305 件となり、付与率は 41.5%に減少した。また、出願の拒絶件数は 8,454 件となった。付与又は拒絶による最終処分件数の減少の理由は、恐らく、パンデミックにより、審査手続の迅速化等につながることが多い「聴聞（hearings）」が限られた範囲でしか行えなかったためである。

<商標>

国内商標について、最終処分件数は 79,582 件（前年比 6.1%増）、登録件数は 60,425 件（前年比 8.8%増）、登録率は 75.9%となった。

なお、DPMA による 2021 年 2 月 24 日付の通知「商標手続における処理時間の長期化」によれば、出願件数の急増や取消請求の大幅増に加え、非常に厳しい職員の数やパンデミック関連の制限が原因で、現在、商標手続の処理時間が長期化している、等とされている。

特許、実用新案、商標及び意匠等に関する統計

<特許>

◆一般

出願件数	62,105 件（前年比 7.9%減）
外国からの出願	19,856 件（前年比 4.5%減）
審査請求件数	43,139 件（前年比 8.9%減）
最終処分件数	41,723 件（前年比 3.8%増）
付与件数	17,305 件（前年比 5.2%減）
拒絶件数	8,454 件（前年比 1.7%減）
その他（取下げ等）の件数	15,964 件（前年比 19.8%増）
付与率	41.5%（前年は 45.5%）
現存特許権件数	132,336 件（前年比 0.3%増） ※ドイツ国内で有効な欧州特許を含めると、合計 834,584 件がドイツ国内で有効な特許となる。

◆出願件数（出願人別）

順位	出願人	所在地	件数
1 位	ボッシュ（Robert Bosch GmbH）	ドイツ	4,033 件
2 位	シェフラー（Schaeffler Technologies AG & Co. KG）	ドイツ	1,907 件

3位	BMW (Bayerische Motoren Werke AG)	ドイツ	1,874件
4位	ダイムラー (Daimler AG)	ドイツ	1,638件
5位	フォルクスワーゲン (VOLKSWAGEN AG)	ドイツ	1,493件
6位	フォード (Ford Global Technologies, LLC)	米国	1,324件
7位	アウディ (AUDI AG)	ドイツ	1,088件
8位	ZF (ZF Friedrichshafen AG)	ドイツ	987件
9位	インテル (Intel Corporation)	米国	975件
10位	三菱電機 (Mitsubishi Electric Corporation)	日本	661件

◆出願件数 (技術分野¹別)

順位	技術分野	件数
1位	運輸	10,758件 (前年比 16.6%減)
2位	電気機械・電気装置・電気エネルギー	6,992件 (前年比 2.9%減)
3位	計測	4,565件 (前年比 9.9%減)
4位	機械部品	4,431件 (前年比 18.0%減)
5位	コンピュータ技術	3,080件 (前年比 17.6%増)

< 実用新案 >

出願件数	12,323件 (前年比 5.6%増)
外国からの出願	3,426件 (前年比 6.0%増)
最終処分件数	12,232件 (前年比 3.4%増)
登録件数	10,736件 (前年比 4.3%増)
現存登録実用新案件数	74,900件 (前年比 2.6%減)

< 商標 >

◆国内商標及び国際商標

出願件数	89,438件 (前年比 13.5%増)
------	----------------------

◆国内商標

出願件数	84,619件 (前年比 14.9%増)
外国からの出願	5,878件 (前年比 9.4%増)
最終処分件数	79,582件 (前年比 6.1%増)
登録件数	60,425件 (前年比 9.8%増)
登録率	75.9% (前年は 73.4%)

¹ [WIPO IPC concordance table](#) によるもの

現存商標権件数	845,583 件（前年比 1.8%増）
---------	----------------------

◆国際商標

ドイツでの保護付与の請求件数	4,819 件（前年比 7.3%減）
保護付与件数	3,982 件（前年比 11.1%減）

<意匠>

出願意匠数 ²	39,450 件（前年比 8.5 %減）
最終処分意匠数	41,350 件（前年比 8.1%減）
登録意匠数	37,124 件（前年比 9.8%減）
外国からのもの	3,917 件（前年比 21.0%減）
現存登録意匠数	290,549 件（前年比 4.2%減）

<財政>

黒字	1 億 8,940 万ユーロ
収入（ほぼ全て手数料）	4 億 2,450 万ユーロ（前年比 0.3%減）
支出	2 億 3,510 万ユーロ（前年比 3.8%増）

<在宅勤務>

パンデミックの開始以来、DPMA は在宅勤務の技術的可能性を大幅に拡大してきており、現在、75%超が主に在宅勤務を行っている。

2. ドイツ連邦司法・消費者保護省、DPMA の業務範囲拡大及び特許費用改定に関する法律案（草案）を公表

ドイツ連邦司法・消費者保護省は、2021 年 2 月 9 日、ドイツにおけるイノベーションの保護及び促進をより効果的にすること等を目的とした、DPMA の業務及び特許費用改定に関する法律案（草案）を、ウェブサイトにて公表した。

当該草案の概要は主に以下のとおりである。

（DPMA の業務範囲拡大）

- ・ ドイツには、知的財産問題に関する情報提供及び広報活動、並びに、特に中小企業への知的財産制度の効果的な利用に関するアドバイスを担当する中央官庁がない。

² 2020 年の暫定値

- ・ そこで、DPMA がドイツの中小企業や一般市民にイノベーション保護の可能性について情報を提供するとともに、その職務の範囲内で他国の知的財産庁や欧州・国際当局と効果的に協力するための法的基盤を構築する。

(特許費用改定)

- ・ 1999 年以降のインフレによる手数料水準の低下等の問題を解決するために、約 20 年ぶりの手数料調整として、保護期間 20 年にわたって 990 ユーロの特許手数料の値上げ（全体で 7.5%の値上げ）を提案する。
- ・ これにより、イノベーション政策の舵取り機能が強化されるとともに、前回の料金値上げ以降に特許審査に関する DPMA の支出が大幅に増加したこと及びその結果としてユーザーにとっての付加価値が向上したことが十分に考慮されることになる。
- ・ また、当該手数料調整に関連して、追加の特許審査官ポストを活用することで特許審査期間は大幅に短縮され、これによりユーザーにとっての更なる付加価値が生み出されることになる。

なお、当該法律案の連邦議会への提出時期等は未定である。

－ DPMA の 2020 年の年次統計に関するプレスリリース等は、以下参照 ー
(プレスリリース)

[Trade mark boom during lockdown](#) (英語)

[Marken-Boom im Lockdown](#) (ドイツ語)

(2020 年の年次統計)

統計全般：[Statistics](#) (英語)、[Statistiken](#) (ドイツ語)

特許：[Patents](#) (英語)、[Patente](#) (ドイツ語)

実用新案：[Utility Models](#) (英語) [Gebrauchsmuster](#) (ドイツ語)

商標：[Trade Marks](#) (英語)、[Marken](#) (ドイツ語)

意匠：[Designs](#) (英語)、[Designs](#) (ドイツ語)

－ DPMAによる2021年2月24日付の通知「商標手続における処理時間の長期化」は、以下参照 ー

[Longer processing times in trade mark procedures](#) (英語)

[Längere Bearbeitungszeiten in Markenverfahren](#) (ドイツ語)

－ ドイツ連邦司法・消費者保護省のウェブサイトは、以下参照 ー

[Entwurf eines Gesetzes über die Aufgaben des Deutschen Patent- und Markenamts und zur Änderung des Patentkostengesetzes](#) (ドイツ語)

(以上)